

平成23年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年9月14日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第38号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第39号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第40号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第42号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議案第43号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第44号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第45号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第46号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第49号 平成22年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第50号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第51号 平成22年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第52号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第53号 平成22年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第54号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第55号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定について

午前9時31分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第36号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 議案審議。

議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（碓 勝征君）

この条例改正に伴いまして、該当する非常勤職員の方が発生するかどうか、そこら付近をお尋ねしたい。

○総務課長（池田豪文君）

現在のところでは発生しません。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第37号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（林 眞敏君）

この条例の男女共同参画については、いつごろから指導を受けておったのでしょうか。県のほうでは、この男女共同参画計画についてはかなり昔からやっておられると思うんですけども、この町がいつから指導を受けて、それで今回、大綱案として、設置要綱案として出されていますけれども、その期間はどのくらいあったのか、ちょっと質問いたします。

○総務課長（池田豪文君）

町の中で一番早くつくっておりますのは白石町で、平成18年から計画期間を設けておりますので、平成17年ぐらいでつくられていると思います。

それで、ほかの他町におきましては、大体平成21年から22年にかけてつくられておりますので、平成19、20年、そういったところから行政指導といいますか、そういう策定をしてくださいと、そういったところでの県からの要請というのはあっていたということで思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（林 眞敏君）

指導はいつごろから受けておられたかということですね。つくられたのは17年からつくられたところもありますけれども、20年ぐらいが主体ですということで、この町としては、県からつくってくださいよと言われたのはいつごろからでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

それは18年、19年、それぐらいから言われています。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（原田 希君）

県から早期策定を求められているということでございますが、これまでつくられなかった理由があれば教えてください。

○総務課長（池田豪文君）

それは仕事をする上におきまして、やっぱり優先順位ということでおこなってきた、そういったことであります。総務課の仕事の中で多々ありますけれども、どうしてもこの部分について、コンサルを入れまして、そしてたたき台みたいなものを策定をコンサルのほうにさせていただいて、そしてつくっていくと。そういう形であれば、ある程度、職員の労力というのは少なくすることができますが、一からつくっていくと、そういう形でございますので、どうしてもおこなわれてきたというのが経過ということでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

中身に少し入らせていただきます。

委員会の設置要綱の案のほうですけれども、この第3条、委員会の委員は9名以内ということ。それから、同じく第3条、各種団体の代表者ということ。それから、第4条の任期について、1年となっておりますけれども、それからもう1つ、第5条の委員長は会務を総理し、委員会を代表する。その次の副委員長は、会長を補佐しということになっておりますけ

ど、これは会長という言葉でいいのか、あるいは委員長という言葉がいいのか、このあたりを質問いたします。

○総務課長（池田豪文君）

第3条につきましては、学識経験を有する者といたしまして、教育委員さん、それに人権擁護委員さん、それに民生委員さんをこちらのほうでは検討しているところでございます。

それから、各種団体の代表者ということでは、区長さんの代表、それに商工会の女性部の方、それにJAの女性部の方、本町におきましては婦人会がございませんので、婦人会は休止している状態でございますので、どちらかといいますと、その婦人会という形が妥当であると思いましたがけれども、そういうことでございますので、町内にある女性の組織、そういったところから引用をさせていただきたいと思っております。

それから、関係行政機関の職員ということで検討しておりますが、これが住民課、それに健康福祉課、それに生涯学習課の職員を充てていきたい。その中でも、全体をバランスを見ましたところで女性を、9名ですので5人か4人ということで登用させていただいて、そして検討していきたいと。

関係行政機関の職員を入れておりますのは、総務課だけでこの事業ができるものではございませんで、比較的行政の中でもそういった事業にかかわるところの課長もしくは副課長という形で検討させていただきたいと思っております。

委員の任期は1年ということではしておりますが、できるだけ今年度内に策定を完了したいと。それは今後、こちらのほうで計画案をつくりまして、たたき台をつくりまして、そして委員さん方に審議してもらうわけでございますが、今年度内に絶対できるということは私も審議の過程の中におきまして保証できかねますので、なるべく3月までに完了していきたいと思っております。

それと、あと会長を補佐し、会長に事故あるとき、この文面につきましては、要綱の案でございますので、今後、私どもでまた適切な文言を検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

男女共同参画社会というものは、男性主導ではどうしても自分たちの主張が前に出ますので、ぜひとも女性の方をしっかりと確保していただきたいと思えます。

それから、任期についても、1年というのでは、果たして何をやったかわからないまま1年が過ぎてしまうということで、もう少ししっかりと参画社会の内容について討議できるぐらいの任期を考えていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第38号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 議案第38号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第39号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案第39号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

この支給に関する条例の新旧対照表に基づきまして、支給する遺族、第4条の3項ですね、これは第2条までは大体法律に基づいて、それぞれ各地方自治体もつくっておるようですけども、第3項についてはほとんど見当たりませんでした。これについて、わざわざ第3項をつけた理由と根拠、あるいはそれぞれ細かくこの町はもっと必要なんだということがあれば説明していただきたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

第3号なんですけれども、この分につきましては、今回の国からの改正によりまして、他町のほうもこの部分は今まではなかったんですけども、この部分、改正によりまして、新たに第3号のほうの部分も今回つけたということでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

といいますのは、言い方をかえれば、特になくても適用はできるということですか。それとも、やはりちょっとこの町は特異だから、よその町とは違うよというようなことがあるのでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この項につきましては、一応国からの指示によりまして、改正ということで、施行通知が来ております。その中で23年の7月29日に公布されまして、23年3月11日以降に生じた災害について適用ということでの厚生労働省からの通知がありまして、その通知の中身でこの改正の3号も指示されておりますので、その部分で今回の改正のほうに記載をしているという

ところです。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第40号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第40号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第41号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（原田 希君）

教育委員会委員さんのそれぞれの委員さんの任期を教えてくださいんですけど。

○町長（武廣勇平君）

当該教育委員の選任議案の矢動丸壽之氏につきましては、今回は23年10月2日から27年10月1日の4年となります。

ほかの委員につきましては申し上げます。

吉田茂委員につきましては、平成20年10月27日から平成24年10月26日となります。時津昌昭氏につきましては、平成23年6月21日から平成24年10月13日になります。原槇氏につきましては、平成23年6月21日から平成27年6月20日になります。北島氏につきましては、ここで皆様方に御報告を申し上げなければなりません。昨日、体調の不良ということもございまして、辞任の申し出をされておられますが、北島トキ子氏につきましては、平成22年10月1日から平成26年9月30日というふうになっておりました。

以上でございます。議会運営委員会の席ではお伝えしましたけれども、この場をもちまして、御報告になりますことを大変申しわけなく思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質問はありませんか。

○1番（原田 希君）

今のところ、1名欠員ということでよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりでございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第42号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第42号 町道路線の廃止について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第43号

○議長（大川隆城君）

日程第8. 議案第43号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

8253の佐渡宮東線ですかね、これについてちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、資料の中にありますけれども、起点から終点までの途中で、北のほうに延びておるラインがあるんですけれども、ここは行きどまりなんですけどね。この行きどまりのことについては、聞くところによりますと、認定の要件には支障があるということを聞いておりましたですけども、このラインについては別に問題はないということですかね。

○振興課長（江崎文男君）

町道認定の要件の中に、議員おっしゃるとおり、袋小路については認定から外す内容の文言があります。しかしながら、これについては一応県のほうにも確認いたしましたけれども、1本の路線におけるの取りつけ道路的な要因については、その限りでないということで、県にも確認しておりますので、今回、1路線のところであって、その部分の北に延びている分については、一応取りつけ道路という位置づけで、一体的なものとして1路線という考え方で今回認定を出したところでございます。

○4番（碓 勝征君）

実を申しますと、こういう事例が、例えば、東西に現在認定されておる道路があるということで、その途中で行きどまりのラインがその東西につながるとる事例があるわけですね。これについては東西の路線にこの行きどまりのやつを追加して、町道の路線認定にできるものかどうかですね。既存のやつに枝葉がついておる個人の持ち分があると、町有地がですね、それをつながした場合には、オーケーになるものかどうかですね。

○振興課長（江崎文男君）

今回の佐渡宮については、一括的な1本の路線として認定するということですが、先ほどの質問の中には、町道があって、新たにそれから取りつける私道があるという場合に認定できるかというお話なんですけれども、それにつきましては、あくまでもその状況によるかと思えます。とりあえず、特に延長的なものですね。この延長的なものがどれぐらいの延長なのか。それによっても町道認定を1本としてできるのか、個々に認定しなければいけないのか、そこら辺の判断が必要になるかと思えますので、その状況状況によって違ってくるかと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第44号

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第44号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。

○9番（中山五雄君）

説明書の中の3ページですね。款の15の県支出金、目の8の土木費補助金の中で、説明の中の住宅リフォーム緊急助成事業費補助金、これが8,850千円上がっておりますが、これは町単の補助はないようですが、考えておられますか。

○振興課長（江崎文男君）

今回、この住宅リフォームにつきましては、町独自の補助は考えておりません。

以上です。

○9番（中山五雄君）

そしたら、これは佐賀県内で町単の補助が出ていない町は何カ所ありますか。

○振興課長（江崎文男君）

今現在、上峰町含んで6市町が独自補助をしていないということで聞き及んでおります。

○9番（中山五雄君）

よければ、その市町名は言えますか。

○振興課長（江崎文男君）

最終的には、今、9月議会が各市町あっているかと思えます。私たちの今の情報においては、県のほうからの以前の情報ですので、最終的にはその6市町が今回の議会の中でどうされるのかということにつきましては、議会終了後しかはっきりしませんので、ちょっとここでは各市町の名前は言えないと思えます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

そしたら、今回の9月定例でよその市町村が町単の補助を出すということになった場合に、上峰はどうされるつもりですか。

○振興課長（江崎文男君）

本町におきましては、あくまでも町独自の補助はしないという方向でいきたいと思っております。

○9番（中山五雄君）

町単の補助をしないということは、財政が厳しいからということが一番の理由でしょうかね。

○振興課長（江崎文男君）

そうです。この住宅リフォーム等の話が来たときに、財政当局のところでも一応協議という形をした中では、最終的には今議員がおっしゃる理由によって、今回、上峰町においては、独自補助をしないということになっております。

○9番（中山五雄君）

上峰町まで入れて6市町村、その補助を出さない、町単補助を出さないということですが、出さないところの市町村で、実質公債費比率がほとんど安いところが主なのか、高いところもそういうことをされてあるものか、その辺をお尋ねします。

○振興課長（江崎文男君）

ちょっとそこまでの数値的なものは把握しておりません。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

23年度の補正予算（第2号）の説明欄の10ページ、そこに目の2．賃金のところで臨時職員の賃金が275千円補正をされております。その中身について、まずお尋ねをさせていただ

きます。

○住民課長（福島日出夫君）

この件につきましては、乳幼児医療費の補助金につきまして、ゼロ歳児から3歳児までだったんですが、県知事の肝いりで6歳まで延びました。それによりまして、その作業が急遽データ入力をしなくてはいけなくなりまして、また副課長も休んでおられるというところで、どうしても臨時を雇わなければならない状況になりましたので、早急に予算をつけていただいたということでございます。

○8番（吉富 隆君）

中身については理解をしたところでございますが、住民課においては、副課長が長期のお休みをされているということでございますが、当初予算のときは、それはもう休んでおられたんですね。ゼロ歳児から3歳児までというようなことであれば、今の職員で対応はできたということになります。それが6歳までふえたことによって急遽臨時職員を雇わなければならないなくなったという説明でございますが、もう今現在働かれているんですね。予算なしに雇用ができるのかどうか、お尋ねをします。

○住民課長（福島日出夫君）

予備費にて充当をお願いしております。

○8番（吉富 隆君）

再三再四、同僚議員も財政問題について、一般質問等々がなされました。どこからか金を持ってきて充当したと。いとも簡単にお答えをされているようでございますが、そんなこと簡単にうちの財政でできるわけ。議会の承認がいった初めて予算でしょう。そんなちぐはぐなことを行政がやっておっていいのかどうかですよ。できないでしょう。私はそう考えます。そういうシステムに予算というものはなっているはずなんですよ。どうしてもそういったことをやらなきゃならないということであれば、臨時議会ということもできます。もっと中に突っ込んで話をさせてもらおうと、実はこうこうしかじかですからということで、やはり議長に報告をして了解を早目にとっておく方法だってあるわけですから、何もやらなくて、もう働きよつとに、きょう補正なんですよ。金は充当されたということでございますが、議会の議決なしで予算は使えないでしょう、執行できんでしょう。そういったことがあっていいのかどうかですよ。そういうことをお尋ねしておるところでございますので、御回答をお願いしたいと思います。

○住民課長（福島日出夫君）

確かに正規なルートということであれば、吉富議員さんが言われるとおりでございますけれども、何分にもこの乳幼児医療費につきましては、うちも余り予定していなかったことが急遽出てまいりましたので、その分も周辺と合わせて事業を進めていく必要がございましたので、無理を言ってお願いをした次第でございます。

○8番（吉富 隆君）

役所というのは、偏りの強いところでございまして、仕事ができないから、できないものを無理やりにやったというような答弁であって、できないんですよ。もっと考えてみますと、資格を持たなきゃできない職場なのかね。そこそこパソコンが扱えるならばいいとすれば、この雇用問題でも一般質問等々も触れましたけれども、町内から雇うことはできないのかね。鳥栖からでしょう。3カ月間という話のようでございますが、やはりだれでも幾らかの仕事をして、働いて、何らかの形で自分の家に貢献したいというようなことを思っている方は上峰町にも恐らく何名でもおられるであろうと思います。なぜ鳥栖の方を雇わなきゃならないのか。その辺についてもお尋ねをすると同時に、まず誤った雇用の仕方については、これはやっぱり私としては一步も譲れることはないですよ。よくよく考えてみてくださいよ。町長は一括上程をされます。そうしますと、この分だけ否決ということになると、全部なるんですよ。再三そういうケースがあってきた。職員の方々もそういう経験を嫌というほど経験をされていると思います。もう少し慎重に仕事をしていただかないと、やはりこういった問題が起きてくる。ないようにしないと、やはり財政改革なんかとんでもない話ですよ。できないでしょうもん。課長自体に言っているわけでもない、皆さんもそうあってほしいと私も思っているところですが、たまたま住民課のこの問題であって、ほかにもこういった臨時職員の雇用ということも出てくるであろうと思うし、やはり計画性があるものについては、やはり当初予算で予算措置をするべきであると。こういうことを再三再四議会からも申し出を同僚もしておりますし、私もしてまいりました。一向に進展性がない。ないでしょう。きのうの一般質問の話をするわけにはいかないけれども、書類要求したって出てこない。これだっただけ自分が認めた上でできないことをやっている。どのように執行部の方々は御解決をされるのか、御答弁をお願いしたい。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ただいまの件につきまして、執行部内のすり合わせをしてもらいたいと思います。そして的確なる答弁をしてもらいたいと思いますので、ここで休憩をとりたいと思いますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午前10時6分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

休憩前に問題となっておりました賃金関係のことについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

乳幼児医療につきましては、この事業については、先ほども申し上げましたように、古川知事の肝いりの事業でございます。この事業を早急に実施していくようにいたしておりましたけれども、6月の議会には間に合わず、予備費流用にて実施せざるを得ない状況になった次第でございます。その予備費によって職安のほうに人員の公募をいたしまして、それによって今回臨時を雇用したといった状況でございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

大変、議会の休憩等になるような発言をさせていただきましたけれども、こういう問題が本当に行政であっていいのかどうか。僕はあってはならないと思っております。雇用問題については公募をされて、たまたま上峰町からの応募はなかったということで理解をしたところでございます。ぜひとも、こういった予備費からの充当も法的にはできますが、もっと財政改革ということを考えれば、この9月定例会までは職員で対応できたと僕は思っております。いとも簡単にあだから、こうだからと、知事の肝いりだからとかという、そういったへご理屈は別問題なんです。どこの課も一緒なんです。うちの町では、財政再建が最優先の課題であるというのは、職員の皆さんも議員の皆さんも理解をしているところではなからうかと思えます。そういった小さなことから、やはり皆さんたちが協力をしながら財政再建に向けて御努力を今後はしていただくということで、強くお願いをしておきたいと思えます。最終的にはこれ町長さんの責任ですから、町長の足の引っ張るようなことを職員さんがやってはできないじゃないですか。もっともっと、それは今、住民課長だけの問題じゃないんですよ。臨時職員の雇用については、各課にお任せをされているようでございますので、これをきちっと町長とお話をされて、最終的には結論を出していただく。そしてこのような問題が起きる前には、議会にも議長、副議長がおられますので、事務局は常勤であります。そういったコミュニケーションを今後とっていかないと、財政再建に向けては進展はないと僕は思います。そういったいろいろな問題等々を含んでおります。この1点だけの問題でもございませぬ。そういったことを今後、町長さんを軸にして、管理職の方々とコミュニケーション、町長は議会とのコミュニケーションを密にさせていただくように強く要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いをしておきたいと思えます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（松田俊和君）

説明書のページ数、先ほどと一緒に10ページの欄の目の3. 老人福祉費の中で、一般財源が1千円とあります。この1千円の意味を教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この一般財源の1千円というのは、歳入が4,987千円ということで、国県支出金のほう上がっておりますけれども、実質委託料としましてが、今予算計上しているのが4,988千円ということで、端数処理の部分の一般財源の1千円ということでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

端数処理の関係で1千円がつけてあるみたいですが、今度はページ数の13ページ、ここが一番下の住宅管理費8,850千円、これには端数処理の関係はなかったわけですか。あつちはつけて、こっちはつけないような数字を上げてよろしいでしょうか。その辺をお尋ねします。

○振興課長（江崎文男君）

今回、8,850千円につきましては、先ほどの質疑の中の住宅リフォームの関係でございませう。これにつきましては、8,850千円そのまま県費からこちらのほう来ていますので、端数処理はありません。

○6番（松田俊和君）

次に、ページ数の16ページをお願いしてもらいたいですけれども、この欄の一番上、体育施設費、この中で2点お尋ねしたいんですが、説明の欄の修繕料500千円、それとその下の社会体育施設備品30千円が削られてといいますか、節約してあるみたいですが、この辺の内容を教えてください。

○生涯学習課長（川原源弘君）

まず、需用費の修繕料500千円なんですけれども、1つ目は、中央公園の芝管理用のトラクターの歯のブレード交換が66千円ほどの見積もり。それと同様に、トラクターの歯のブレードを支えているシリンダーというのがございますけれども、カッターそのものなんですけれども、その交換という形で200千円。それとあと体育センター、中学校の北側にある体育センターですけれども、その三角窓といいますか、押し上げの窓が開閉がふぐあいがございます。2階部分が10扉、1階が2つ、12個が今のところ234千円という形で500千円を計上しています。

それと、あと18番の備品購入費の減額30千円ですけれども、これは6月で卓球台のほうを1台購入という形で予算計上をしたんですけれども、その実質購入残ということで30千円を購入残として計上しているところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

15ページの下の段のふるさと学館費なんですけれども、そこに嘱託員報酬が上がっていますけれども、現在のふるさと学館の職員さんの数と、それから増員をする理由ですね。それから何で今の時期かということをお知らせください。

○文化課長（原田大介君）

私のほうからお答えします。

ふるさと学館の嘱託職員の報酬の件ですが、これは現在、正職が1名、ふるさと学館のほうには図書司書として勤務しております。彼女が今度11月の半ばから産休に入りますので、その分で現在、正職1名、臨時職員2名で、3名体制でローテーションでカウンター業務をやっておりますが、1名正職が欠けるということで、その欠けた分の増員でございます。

それから、何でこの時期かということですが、そういったことで、6月議会が終わった後に、本人からそういった申し出がありましたので、この時期に予算を上げさせてもらっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

3点ほどお伺いします。

10ページの老人福祉費、地域支え合いの体制づくりの事業内容ですね。

それから、12ページのごみステーションの容器の補助金でございますけれども、このやつは1台かと思えますけれども、含めて町内何カ所ぐらいあるか、お尋ねしたい。

それから、13ページの道路維持費の振動プレートコンパクターですかね、これはどういうものか、どこにつけられたのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、10ページの先ほどの老人福祉費の地域支え合い体制づくり事業ということで計上しております4,988千円なんですけれども、この点につきまして、現在、今、要援護者の台帳はつくっているんですけども、その部分で紙ベースで台帳申請をもらいまして、今、手入力で作っているんですけども、その部分のシステム導入ということで、要援護者の台帳及び支援プランを地図情報を入れましたシステムですね、それに入れるという内容で、今のところの計画では、まず健康福祉課のほうに1台、総務課に1台、それから社会福祉協議会の地域包括支援センター、こちらのほうに1台の計3台でその情報を共有化し、緊急時における要援護者の避難を支援していきたいというようなシステムでございます。この面につきまして、歳入10分の10の歳入があります。

以上です。

○住民課長（福島日出夫君）

ごみステーションの全体の数なんですけど、273です。今回のごみステーションにつきましては、ここの分につきましては三上地区で、公民館より南のほうだと思いますけれども、詳しい位置はわかりませんが、三上に1基ということで設置するようにいたしております。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは13ページの振動プレートコンパクターについてなんですけれども、この機械につきましては、アスファルトに穴があいているところの部分に合材、レミファルトを置いて、それを転圧する機械でございます。これを購入しました残額として、今回落とすわけでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

地域支え合いの体制づくりの中で、3台をそれぞれ配置して共有すると。これはパソコン的なやつを配置するということですか。わかりました。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（松田俊和君）

ページ数15ページ、一番上の目の欄の学校管理費の修繕料389千円、これはどこをされたかということと、その下の消耗品費297千円、消耗品費として何が使われたか、そこを教えてください。

○教育課長（小野清人君）

まず、修繕料ですが、これは小学校体育館の防球ネット、2コートありますが、その境目にボールが行ったり来たりしないように防球するネットですが、これが締まったままで閉じないという状況になっておりますので、それと同じくネットがもう破れて使い物にならないと。これを閉まったままですと、体育館で行事等、例えば、卒業式、入学式等を行う際には、そのネットをくぐっていかなければならないというふうになりますので、今回修理をお願いしておるところでございます。

それと、需用費ですが、消耗品費、これについては学習指導要領の改訂に伴う算数の、例えば本があります。本を拡大して黒板にかけて、かけ図を買いたいと。これは本来ならば当初予算で計上すべきところでしたが、計上漏れということで今回お願いをしているところです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中山五雄君）

16ページの款の12の公債費ですね。節の償還金利子及び割引料とここになっておりますが、この内訳をよかったら説明をお願いしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

12,907千円ほど計上させていただいておりますが、今予定をいたしておりますものは、平成2年度に借り入れております9,900千円、利率が7.25、借り入れ先、佐賀銀行、事業名、水道企業団出資債、償還期間30年。この部分が1つございます。もう1つ、2つ目が、借り入れ年度、平成4年、借入金額39,500千円、利率5.10、借り入れ先、佐賀銀行、事業名、児童公園整備、償還期間20年。3つ目でございます。借り入れ年度、平成5年、借入金額10,300千円、利率4.60、借り入れ先、佐賀銀行、事業名、児童公園設備。以上、3件を償還したいということで、合わせまして15,000千円ほどになりますけれども、今現在の予算で賄う分もございますので、その15,000千円の不足分として今回12,907千円をお願いいたしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

また好かんことをお尋ねせんばいかんごとなったようでございますが、12ページでございます。碓議員との関連でございますが、節の19.ごみステーションの補助金の問題でございますが、置く場所もわからなくて、これ予算計上できるの。今答弁を聞きよったら、そのように答弁されたようでございますが、やはり34千円という小さな金額にしても、公民館の南ぐらいいにつけるとかですね。執行部はそういうことでもいいのかね、本当に。それほどどここの形をきちっととらなきゃ。これ予算通しませんよ、そんなこと言いよったら。執行部、しっかりしてよ。さっき注意したばかりじゃないですか。そこら辺については、町長やっぱりきちっとさせてくださいよ。（「直ちに調べてください」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

それでは、今、調査に住民課長が出向いておりますので、ほかに質疑がありましたらお受けしたいと思います。ほかに質疑ありませんか。

○3番（橋本重雄君）

13ページの上の段の土木費の中の15節の工事請負費2,500千円、町道補修等工事ということで書いてありますけれども、補修する箇所的なことは、もうわかっていますかね。それとも全体的なことで考えて入れてあるか、それをお尋ねします。

○振興課長（江崎文男君）

今回、この工事請負費の2,500千円ですけれども、議案第43号の町道認定の中に、井手口

住宅線というものがあります。場所は山口産業さんからイオンの東側の大きな道に通じる町道の認定なんですけれども、その部分につきまして、今現在、砂利道でございます。それとあとは歩道がありまして、歩道のところに縁石等がありますので、今回この工事費については、その認定された砂利道分の舗装と、それと縁石等の撤去等の工事請負費でございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。（「議長、終わっていないよ」と呼ぶ者あり）

一応、今……（「ごみステーションの問題については、それはちょっと待ってきちっとしてくださいよ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。もう少し時間がかかるかと思っておりましたが、今課長が戻ってきておりますので、早速報告をしてもらいたいと思います。

○住民課長（福島日出夫君）

三上の吉野ヶ里町との境のところ、うちの職員の森園君方からちょっと行ったところから南に下る道路がございます。その中ほどに富永さんというお宅があるんですが、これまで大体300メートルほど下ったところの少し道路が交わったところの角につけるということでございます。

○8番（吉富 隆君）

この補正という形の中で、きちっとした答弁ができないのに補正を上げるとか、それはもってのほかじゃないですかね。やはり礎議員からも質問があったんですが、そのときにきちっと番地もあるはずなんですよ、どこどこにこうですということであれば、何でも問題ない。恐らく地域の区長さんからの要望事項でもあろうと思うんですよ。そういった行政のあり方、大変これは遺憾なことであると僕は思います。ぜひとも今後こういうことのないようなことで町長さん、しっかりと指示をしていただくようお願いをしておきたいと思います。いとも簡単に補正に上げればいいということではないというふうに私は考えます。それで、今後このようなことがないことで、ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

議案第44号につきましては、ほかに質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

14ページ、款の9の消防費、この1項、非常備消防費と消防設備費、これに補正が組んで

ありますけれども、これは補正を組まなければいけなかった負担金なのか、あるいは年度当初から何か事情があって、この補正を組んだのか、これについてお願いをいたします。

○総務課長（池田豪文君）

9月議会の開会の際に、企画課長のほうからも申し上げましたが、佐賀県市町総合事務組合消防補償事務負担金3,876千円でございますが、今度の震災関係で、非常備の消防団員さんが非常に災害を受けられたりしまして、死亡されたりしております。そういうことがございまして、今回、団員1人当たり1,900円のところを24,700円、今年度に限り負担金が上がってきたものでございます。それで、その差額で言いますと22,800円でございますが、それに条例定数の170人の消防団員を加えましたところで、3,876千円が補正予算として今回計上している部分でございます。

以上、説明をさせていただきました。

○5番（林 眞敏君）

これは全国的にすべてこのような負担が来ているということ、消防団員の能力に応じて、数に応じて。はい、わかりました。どうぞお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

全国的にそれは来ております。それで、うちの場合で言いますと170人でございますが、ほかの近隣市町におきまして非常備消防団員が多いところはもっと負担がふえてくると。なお、特別交付税によりまして、その措置はされるということで聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（岡 光廣君）

13ページの同僚議員が質問ありました15の工事請負費の町道補修工事費ということで2,500千円上がっておりますけれども、先ほど振興課長のほうから議案第43号関連ということで、実は砂利道を舗装工事するという分が含まれているということでありましたけれども、この分は舗装だけか、それとも排水関係をも同時に考えておられないか、その辺をお聞きしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

今計画しているのは、まず舗装工事、その道路の南には今現況の240ぐらいの道路側溝があります。ただ、北側のほうにはありませんので、ただ、それが必要か、今の計画の中では、その北側についても側溝を入れたところでの工事請負費なんですけれども、そこについては、240の通常の側溝でいいのか、L型式の表面排水用の側溝にするのかは、一応現地のほうで再度決めていきたいと思っておるところでございます。

○7番（岡 光廣君）

現状はこの道路につきましては、非常に勾配がついているということですので、その辺、再度いろんな面でまた工事しなくていいように、十分検討の上やっていただきたいということを希望いたしておきます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第45号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第45号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第46号

○議長（大川隆城君）

日程第11. 議案第46号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第47号

○議長（大川隆城君）

日程第12. 議案第47号 平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第48号

○議長（大川隆城君）

日程第13. 議案第48号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

4ページの一般管理費でございますけれども、委託料関係が減額になっておりますけれども、いわゆる坊所処理区の関係の委託料絡みということですかね、中身につきましては。

○振興課長（江崎文男君）

今回、この委託料の減額なんですけれども、これにつきましては、上峰町の農業集落排水事業の7処理区の管理委託を昨年までは各処理区ごとでの契約ということでしておりました。そういう中で、上峰町につきましては、全地区農集排ということで、それを7処理区一括契約にすることの、今回一括契約をしたことでのコスト縮減と申しますか、一応7処理区分を一括契約したことでの契約額の減ということで今回減額をしているところでございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第14に入る前に、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号は、それぞれ決算認定の件であります。7議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、7議案につきましては一括審議といたします。

審議に入る前に、監査委員による平成22年度の各種会計決算審査の報告を求めます。

○2番（寺崎太彦君）

監査委員から報告させていただきます。

平成22年度上峰町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、上峰町定額資金運用基金運用状況調書審査意見書。

1枚めくっていただき、1ページを読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成22年度歳入歳出決算の概要

1. 決 算 審 査 の 対 象

- (1) 平成22年度 上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成22年度 上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成22年度 上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算

- (4)平成22年度 上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5)平成22年度 上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (6)平成22年度 上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
- (7)平成22年度 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算
- (8)平成22年度末起債等残高。

2. 審 査 の 期 日

平成23年8月1日から8月11日まで (6日間)

3. 審 査 の 総 括 意 見

- (1) 平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算から見た本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.62で前年から0.04ポイント低下している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度93.8%、本年度88.6%であり5.2ポイント低下しているものの、依然として厳しい状況が続いている。今後もこの点を十分認識してその改善に努力しなければならない。

公債費比率の目安としては、10%程度が望ましいとされ、15%を超えると財政硬直化の一因となるものとされているが、本町の場合、一般会計では前年度14.1%、本年度14.3%で0.2ポイント上昇している。また、特別会計等の起債償還分を含めた実質公債費比率は、前年度22.8%、今年度21.7%で、1.1ポイント低下しているが、今後も公債費の割合は同程度で推移し、財政運営も困難な状況が続くものと予想される。したがって、この状況を充分自覚して義務的経費、物件費、補助費などの削減を図ることは勿論のこと、自主財源としての町税等の徴収率（本年度の町税徴収率93.7%）の向上に全庁的に尚一層の努力が必要である。

加えて、財政の硬直化から脱却できるよう、徹底した行財政改革を図り、財政の健全化に真剣に取り組まれたい。

以下は、お目通しをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま寺崎太彦監査委員より、平成22年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。

た。

日程第14～第20 議案第49号～議案第55号

○議長（大川隆城君）

日程第14から日程第20、議案第49号から議案第55号。

お諮りをいたします。これより日程第14から日程第20までの各種決算認定の審議に入るわけですが、これらの決算につきましては、委員会条例第4条第1項の規定により、10名による決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第55号までの各種決算認定につきましては、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君が選任されました。皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

ただいま委員長に選任されました中山五雄委員長は登壇をしていただき、ごあいさつをお願いいたします。

○決算特別委員長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいま平成22年度決算特別委員会の委員長を仰せつかりました中山五雄でございます。本町の財政状況は大変厳しい状況になっていることは、皆さん御存じのとおりでございます。この決算特別委員会は、10名の議員の皆さん方と慎重に審議をしてまいりたいと思いますので、各議員の十分なる御審議方を賜りますことを切にお願い申し上げます。あいなさいといたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。
これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時29分 散会